

# 公 募

下記の業務を行う者を公募します。応募される方は、応募要領に基づき応募してください。

## 記

- 1 件名  
E T Cカードの利用業務
- 2 応募資格
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」～「D」いずれかの等級に格付けされ、中国地域または四国地域の競争参加資格者に登録されている者であること。
  - (4) 中国四国農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。（農林水産省の他の機関から指名停止を受けている場合も同様とする。）
  - (5) 仕様書を全て満たす者であること。
- 3 応募要領を交付する場所及び日時
  - (1) 場所 〒700-0975 岡山県岡山市北区今三丁目23-2  
中国四国農政局児島湾沿岸農地防災事業所庶務課  
電話086-236-6240（内線21）
  - (2) 日時 令和元年8月1日から令和元年8月19日（ただし、行政機関の休日を除く。） 午前10時から午後5時
- 4 応募期限及び応募先（問合せ先）
  - (1) 応募期限 令和元年8月26日（月）午後5時
  - (2) 応募先 中国四国農政局児島湾沿岸農地防災事業所庶務課  
※郵送等による場合は、提出期限までに必着するように書留等で郵送すること。
- 5 その他  
「E T Cカードの利用業務応募要領」の5. その他の(2)の記載内容に従い、1者に決定することとする。

令和元年8月1日

分任支出負担行為担当官  
中国四国農政局  
児島湾沿岸農地防災事業所長

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)）をご覧ください。